

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
11	R3. 5. 24	R3. 6. 9	認定管理図 (令和3年度賦課期日時点評価使用分)				1				1	1						非開示情報と一体となっているため	主税局渋谷都税事務所固定資産税課
12	R3. 5. 27	R3. 6. 4	「家屋の建築設備の評価上の取扱いの一部改正について」(昭和63年10月1日付自治固第95号自治省税務局固定資産税課長通達の收受文書)				1											保存期間満了により廃棄済みであり、存在しないため	主税局資産税部固定資産評価課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。